第二十九条第一項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、同条第二項中「同項各号に掲げる」を「厚生労働省令で定める」に改め、同条第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「第四項から第九項まで」を「第六項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十二項を第十四項とし、第四項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

４　都道府県知事は、前三項の規定による届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知しなければならない。

５　市町村長は、第一項から第三項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第十一項、第十三項及び第十四項」を「第二十九条第十三項、第十五項及び第十六項」に改める。

第三十八条中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第三十九条中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第四十条中「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同条第二号中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改める。

第四十一条中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第六条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（支払基金の業務の特例）

第一条の二　支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び第二十三条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、当分の間、次に掲げる業務を行う。

一　医療機関等が行う地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務（医療機関等の申出に応じて当該物品を調達し、及び提供する業務を含む。）

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

２　前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは、「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」とする。

第七条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　特定民間施設の整備（第十二条―第二十二条）」を「第四章　社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務（第二十三条―第三十二条）」に、「第四章　雑則（第三十三条）」を「第五章　雑則（第三十三条）」に、「第五章　罰則（第三十四条―第三十六条）」を「第六章　罰則（第三十四条―第三十六条）」に、「第三章　国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進（第十二条）」を「第四章　特定民間施設の整備（第十三条―第二十三条）」に、「第六章　国民健康保険団体連合会の連結情報提供業務（第三十五条―第三十七条）」を「第七章　雑則（第三十八条・第三十九条）」に、「第七章　罰則（第四十条―第四十三条）」を「第八章　罰則（第四十条―第四十三条）」に改める。

第三十六条第一号中「第四章」を「第五章」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十条第一項の規定に違反して支払基金連結情報提供業務に係る業務上の余裕金を運用したとき又は第三十三条第三項」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に改め、「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条を第四十二条とする。

第三十四条中「支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　支払基金の役員又は職員が、第三十一条第二項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　連合会の役員又は職員が、第三十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十四条を第四十一条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第四十条　支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、支払基金連結情報提供業務又は連合会連結情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第八章とする。

第三十三条に見出しとして「（権限の委任）」を付し、第五章中同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政府の補助）

第三十九条　政府は、予算の範囲内において、支払基金又は連合会に対し、第十二条第二項の規定による情報の提供に要する費用の一部を補助することができる。

第五章を第七章とし、同章の前に次の一章を加える。

第六章　国民健康保険団体連合会の連結情報提供業務

（連合会の業務）

第三十五条　連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務及びこれに附帯する業務を行う。

（区分経理）

第三十六条　連合会は、前条の規定により行う業務（次条第一項及び第四十条において「連合会連結情報提供業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（報告の徴収等）

第三十七条　厚生労働大臣は、連合会について、連合会連結情報提供業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

２　第三十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第三十二条中「医療機関等情報化補助業務」の下に「及び支払基金連結情報提供業務」を加え、第四章中同条を第三十四条とする。